

高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」研修開催のご案内

関係各位

2019年（令和元年）10月11日

福岡県弁護士会

高齢者・障害者等委員会

委員長 和智大助

皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡県弁護士会では、恒例の「あいゆう」研修を、別紙のとおり、**令和元年11月20日（水）、福岡市中央区六本松の「福岡県弁護士会館」**にて行います。

今年度は、「**避難行動要支援者に対する支援**」をテーマに取り上げます。近年、福岡県内でも豪雨災害など大規模災害が多発し、災害時における高齢者・障害者の方など、要支援者に対する支援が喫緊の課題となっています。このような要支援者に対する支援の制度や取組みを理解しておくことは、支援者にとって大変重要な事柄です。

そこで、「**避難行動要支援者名簿**」の制度のご紹介と、「**避難行動要支援者名簿**」を活用した実際の取組みについてのケース報告を通じて、要支援者支援の制度やあり方を学ぶとともに、その内容や問題点などについて、ディスカッションしたいと思っております。

下記の要領にて、ご参加の有無を、福岡県弁護士会 河村 職員宛て、FAXして頂きますようお願い申し上げます。

なお、今年度の研修は、本年2月に執務開始した新しい福岡県弁護士会館（福岡市中央区六本松4丁目2番5号）で開催します（中央区城内の旧会館ではありませんのでご注意ください）。是非とも多くの皆様にご来場頂ければ幸いです。

- * 各機関にて出席者をお取りまとめ頂き、下記記入欄にご参加の人数をご記入下さい（参加者がおられない場合、返信は不要です）。手話通訳・要約筆記等の情報保障のご要望の有無・内容もご教示下さい。
- * 講座ごとに出欠を集計しますので、お手数ですが、別紙「研修プラン」の「参加」欄に、出欠をご記入頂き、本書とともにご返信下さい。
- * ご回答は、**令和元年11月6日（水）**までをお願いします。
なお、会場に空席がある場合は研修当日の参加受付も可能ですが、情報伝達に配慮を要する場合は、準備の都合上、（上記回答期限よりも）なるべくお早めに、本書による事前申込により情報保障のご要望を行って頂きますようお願い申し上げます。なお、手話通訳・要約筆記は準備していますが、それ以外の情報保障手段につきましては、場合により対応が困難な可能性もございますので、何卒ご了承下さい。
- * **当日、お1人500円の資料代を頂戴いたします。ご理解とご協力の程お願い申し上げます。**
- * **弁護士会・裁判所ともに駐車場の利用ができません。**公共の交通機関（地下鉄、バス等）を利用してお越し下さい。お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。
- * この研修につきご不明な点がございましたら、福岡県弁護士会事務局 河村 職員（電話 092-741-6416）までご連絡下さい。

福岡県弁護士会（担当：河村）行 FAX 092-715-3207

令和元年11月20日の「あいゆう」研修に、次のとおり参加します。

ご機関名 _____

ご参加代表者氏名（フルネーム） _____

ご住所 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____ ご参加人数 合計 _____ 名

情報保障のご要望 有（手話通訳・要約筆記・その他（具体的に））・無

本書とともに、ご参加者ごとに（ご参加者の数だけ）、別紙「研修プラン」を記載し、ご提出ください。